

資料 No.1-2

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 第 1 項第 2 号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について職業安定局長の定める期間に特措法第 18 条に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条第 1 項に規定する施設における営業時間の短縮、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う休業について以下の特例措置を講ずる。

- 助成率を 4／5 とする。
(解雇をしていない場合には、助成率を 10／10 とする。)

また、対象区域の属する都道府県以外の都道府県の知事であって職業安定局長の定めるものが、管轄する区域について職業安定局長の定める期間に、基本的対処方針に沿って行う対象区域の属する都道府県の知事が行う要請に準じた取組を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が休業を行った場合についても同様の特例措置を講ずるものとする。

【現在の特例措置】

- 雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成するもの。
- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成する。

	助成率	助成率（解雇をしていない場合）
大企業	2／3	3／4
中小企業	4／5	10／10

(※) 日額の上限は 15,000 円

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

4. 公布日等

公布日：令和 3 年 1 月中旬

施行期日：公布の日から施行し、令和 3 年 1 月 8 日以降に開始した休業について適用する。